

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名	シャーシーブラック 油性 スプレータイプ
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
緊急連絡先	所在地と同じ
整理番号	M240830

2. 危険有害性の要約
化学品のGHS分類

物理化学的危険性 健康有害性	エアゾール 区分1 急性毒性(吸入:蒸気) 区分4 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2B 発がん性 区分2 生殖毒性 区分1A 生殖毒性・授乳影響 授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(消化管 腎臓)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分2 水生環境有害性 長期(慢性) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語
危険有害性情報

危険
H222 極めて可燃性の高いエアゾール
H229 高压容器:熱すると破裂のおそれ
H320 眼刺激
H332 吸入すると有害
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H351 発がんのおそれの疑い
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ
H371 中枢神経系の障害のおそれ
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、中枢神経系の障害

注意書き
安全対策

H373 長期にわたる、又は反復ばく露による消化管、腎臓の障害のおそれ
H401 水生生物に毒性
H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。(P211)
使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。(P251)

粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)
妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。(P263)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)

応急措置

環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)

保管

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)
気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)
換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
施錠して保管すること。(P405)
日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。(P410+P412)

廃棄

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
アクリル酸重合物	23.0%	不明	(6)-898	既存	9003-01-4
カーボンブラック	1.0%	不明	不明	不明	1333-86-4
アセトン	8.0%	CH ₃ COCH ₃	(2)-542	既存	67-64-1

酢酸エチル	16.0%	CH ₃ COOC ₂ H ₅	(2)-726	既存	141-78-6
酢酸ブチル	5.0%	CH ₃ COOCH ₂ CH ₂ CH ₂ CH ₃	(2)-731	既存	123-86-4
トルエン	6.0%	C ₇ H ₈	(3)-2,(3)-60	既存	108-88-3
o-キシレン	8.0%	C ₈ H ₁₀	(3)-3,(3)-60	既存	95-47-6
プロパン	11.0%	CH ₃ CH ₂ CH ₃	(2)-3	既存	74-98-6
ブタン	22.0%	CH ₃ CH ₂ CH ₂ CH ₃	(2)-4	既存	106-97-8

4. 応急措置

吸入した場合

スプレーやガスを吸い込んだ場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
呼吸をしていない場合、人工呼吸を実施すること。
呼吸が困難な場合、訓練を受けた専門家による酸素供与を実施する。
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
付着部分を水または石鹸で洗うこと。
異常がある場合は医師の診察／手当てを受けること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。
目の損傷後のコンタクトレンズの取り外しは、熟練した専門家が行うこと。

飲み込んだ場合

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。
無理に吐かせないこと。
牛乳投与は禁忌
嘔吐した場合は、気道を確保し、誤嚥を防ぐこと。
誤嚥には咳をさせ高濃度酸素を投与する。
症状がない場合は、口をすすぐこと。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

データなし。

応急措置をする者の保護に必要な注意事項

個人用保護具を着用する。

医師に対する特別な注意事項		対症療法で対応する。
5. 火災時の措置		
適切な消火剤		泡消火剤、粉末消火剤、二酸化炭素、散水(周辺冷却)
使ってはならない消火剤		棒状注水
火災時の特有の危険有害性		燃焼や高温により分解し、有毒なヒュームを発生するおそれがある。 熱でスプレー容器が爆発するおそれがある。 加熱により蒸気が空気と爆発性混合気をつくるおそれがある：屋内、屋外又は下水溝で爆発の危険がある。
特有の消火方法		消火作業は、風上から行い、周囲の状況に応じた適切な消火方法を用いる。 関係者以外は安全な場所に退去させる。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 周辺火災時、移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置		適切な給気呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。
6. 漏出時の措置		
人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置		個人用保護具を着用する。 漏出場所の風上から作業し、風下の人を退避させる。 漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立入りを禁止する。
環境に対する注意事項		本製品が環境汚染物質であることを踏まえ、製品が排水路など環境中に排出されないよう注意する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材		少量で漏えいした場所の換気が十分な場合は自然乾燥させ、残存物をウェスなど適切なものでふき取り、廃棄用容器に入れる。 大量漏えいの場合は乾燥砂などで吸収し、適切な廃棄用容器に移す。 付着物、回収物などは、関係法規に基づき速やかに処分する。
7. 取扱い及び保管上の注意		
取扱い	技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

安全取扱注意事項	取扱い後は手や顔などをよく洗う。 使用前に取扱説明書を入手すること。 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。 裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。 使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。		
接触回避	保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。 室内で使用する場合は、局所排気を用いること この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。		
保管	安全な保管条件	換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。 施錠して保管すること。 日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。	
	安全な容器包装材料	製品の入っているスプレー缶	

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
アクリル酸重合体	未設定	未設定	未設定
カーボンブラック	未設定	【粉塵許容濃度】(第2種粉塵) 吸入性粉塵 1mg/m ³ 総粉塵4mg/m ³	設定あり
アセトン	500ppm	200ppm(470mg/m ³)	設定あり
酢酸エチル	200ppm	200ppm(720mg/m ³)	設定あり
酢酸ブチル	150ppm	100ppm(475mg/m ³)	設定あり
トルエン	20ppm	50ppm(188mg/m ³)(皮)	設定あり
o-キシレン	50ppm	50ppm(217mg/m ³)	設定あり
プロパン	未設定	未設定	設定あり
ブタン	未設定	500ppm(1200mg/m ³)	設定あり

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値／天井値
アクリル酸重合体	未設定	未設定
カーボンブラック	未設定	未設定
アセトン	未設定	未設定
酢酸エチル	未設定	未設定
酢酸ブチル	未設定	未設定
トルエン	未設定	未設定
o-キシレン	未設定	未設定
プロパン	未設定	未設定
ブタン	未設定	未設定

許容濃度 (ACGIH) 参照先 : <https://www.acgih.org/>

設備対策

作業者が直接ばく露されないように、できるだけ密閉化した設備又は局所排気装置を設ける。

取扱い場所の近くに洗眼及び身体洗浄用の設備を設ける。

保護具

自社の作業に基づいたリスクアセスメントを行い、リスクがコントロールできない場合は適切な保護具を用いる。

呼吸用保護具

防毒マスク、吸収缶は有機溶媒用

手の保護具

トルエンやキシレンを浸透しない保護手袋。

眼、顔面の保護具

化学薬品用保護眼鏡。大量に取り扱う場合は保護面。

皮膚及び身体の保護具

適切な保護衣。必要に応じて保護長靴。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態

エアゾール

形状

粉体

色

黒色

臭い

溶媒臭

融点／凝固点

データなし

沸点又は初留点及び沸点範囲

データなし

可燃性

データなし

爆発下限界及び爆発上限界 下限
／可燃限界

データなし

上限

データなし

引火点

-8.1°C(タグ密閉式)

自然発火点

データなし

分解温度

該当しない

pH

該当しない

動粘性率

データなし

溶解度

水には不溶

n-オクタノール／水分配係数

データなし

蒸気圧

2.97(空気:1)

密度及び／又は相対密度

データなし

相対ガス密度

データなし

粒子特性

該当しない

10. 安定性及び反応性

反応性

内容物は極めて引火性が高い。

化学的安定性

通常の保存条件では安定。

危険有害反応可能性

引火すれば爆発する可能性がある。

避けるべき条件

高温。50度以上は避ける。

混触危険物質

強酸化剤

危険有害な分解生成物

一酸化炭素、二酸化炭素

11. 有害性情報

急性毒性

経口

急性毒性推定値が5308.0985915mg/kgのため区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

経皮

急性毒性推定値が16985mg/kgのため区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

吸入

(気体)

GHS定義による気体ではない。

(蒸気)

急性毒性推定値が7911.665285ppmのため区分4とした。

(粉じん・ミスト)

データ不足のため分類できない。

皮膚腐食性／皮膚刺激性

$10 \times (\text{区分1} + 1\text{A} + 1\text{B} + 1\text{C}) + \text{区分2}$ の成分合計が6%のため、区分3とした。

JIS Z 7252に採用されていないため区分3から区分に該当しないに変更。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

眼に対する重篤な損傷性／ 眼刺激性

眼区分2Bの成分合計が35%のため、区分2Bとした。

呼吸器感受性

データ不足のため分類できない。

皮膚感受性

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

生殖細胞変異原性

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

発がん性

区分2の成分が23%のため、区分2とした。

生殖毒性

(生殖毒性)

区分1Aの成分が6%のため、区分1Aとした。

(生殖毒性・授乳影響)

授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分の成分が6%のため、授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分とした。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

区分1(中枢神経系)の成分が6%のため、区分2(中枢神経系)とした。

区分1(中枢神経系)の成分が8%のため、区分2(中枢神経系)とした。

区分3(麻酔作用)の成分合計が76%のため、区分3(麻酔作用)とした。

区分3(気道刺激性)の成分合計が43%のため、区分3(気道刺激性)とした。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

区分1(呼吸器)の成分が8%のため、区分2(呼吸器)とした。

区分1(消化管)の成分が8%のため、区分2(消化管)とした。

区分1(中枢神経系)の成分が8%のため、区分2(中枢神経系)とした。

		区分1(腎臓)の成分が6%のため、区分2(腎臓)とした。
		区分1(中枢神経系)の成分が6%のため、区分2(中枢神経系)とした。
		区分1(呼吸器)の成分が1%のため、区分2(呼吸器)とした。
		区分1(中枢神経系)の成分が22%のため、区分1(中枢神経系)とした。
		区分1(呼吸器)の成分が23%のため、区分1(呼吸器)とした。
誤えん有害性		動粘性率が不明のため、分類できないとした。
12. 環境影響情報		
水生環境有害性 短期(急性)		(毒性乗率×10×区分1)+区分2の成分合計が86%のため、区分2とした。
水生環境有害性 長期(慢性)		(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が86%のため、区分3とした。
生態毒性		データなし
残留性・分解性		データなし
生体蓄積性		データなし
土壤中の移動性		データなし
オゾン層への有害性		データ不足のため分類できない。
13. 廃棄上の注意		
残余廃棄物		廃棄においては、廃掃法及び関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
汚染容器及び包装		容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。 空容器であっても、加圧、切断、加熱等は避けること。
14. 輸送上の注意		
国際規制	国連番号	1950
	品名	エアゾール(引火性のもの)
	国連分類(クラス)	2.1
	容器等級	
	海洋汚染物質	非該当
	MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質	非該当

国内規制	海上 (IMDG)	IMOの規定に従う。
	航空 (ICAO-TI/IATA DGR)	航空法の規定に従う。
	陸上規制情報	消防法の規制に従う。
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
輸送又は輸送手段に関する 特別の安全対策		輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等のないことを確かめる。 転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行う。 移送時にイエローカードの保持が必要。
緊急時応急措置指針番号		126

15. 適用法令

労働安全衛生法

変異原性が認められた届出物質 (法第57条の4、労働基準局長通達)

第2種有機溶剤等 (施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)

作業環境評価基準 (法第65条の2第1項)

名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)

危険物・引火性の物 (施行令別表第1第4号)

危険物・可燃性のガス (施行令別表第1第5号)

名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)

アセトン (政令番号: 17) (8%)

カーボンブラック (政令番号: 130) (5%未満) (営業秘密)

キシレン (政令番号: 136) (8%)

トルエン (政令番号: 407) (6%)

ブタン (政令番号: 482) (20%–30%) (営業秘密)

酢酸エチル (政令番号: 177) (16%)

酢酸ブチル (政令番号: 181) (5%)

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者 (法第66条第2項、施行令第22条第1項)

皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質 (安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)

キシレン

トルエン

労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質 (令和8年4月1日施行予定分)

名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)
	プロパン(政令番号:1768)(10%-20%)(営業秘密)
毒物及び劇物取締法 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	非該当 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) アクリル酸重合物(管理番号:565)(23%) キシレン(管理番号:80)(8.0%) トルエン(管理番号:300)(6.0%) 優先評価化学物質(法第2条第5項) 第4類 引火性液体 第一石油類(非水溶性) 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) 特定悪臭物質(施行令第1条) 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) 有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
化審法 消防法 水質汚濁防止法 悪臭防止法 大気汚染防止法	危険物(施行令別表第1の4) 有害液体物質(X類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1) 輸出貿易管理令別表第1の16の項 高圧ガス(危規則第3条危険物告示別表第1) 高圧ガス(施行規則第194条危険物告示別表第1)
海洋汚染防止法	その他の危険物・高圧ガス(法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
外国為替及び外国貿易法 船舶安全法 航空法	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
港則法	
道路法	
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法) 労働基準法	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号) 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1) がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号)
じん肺法 化学兵器禁止法	法第2条、施行規則第2条別表粉じん作業 有機化学物質(法第29条1、施行令第4条1)
16. その他の情報 参考文献	製造元メーカー提供資料 NITE GHS分類結果一覧 JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法 JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、 作業場内の表示及び安全データシート(SDS) 経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス 日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム「ezSDS」により作成。

その他

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データ等に基づいて作成しておりますが、含有量、物理・化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。あくまでも参考情報として提供するものであります。また、注意事項は通常の実施を前提としたものですので、特殊な取扱いをする場合は、用途・用法に適した安全策を実施の上、ご利用ください。この情報は、新しい情報を入手した場合、予告なしに改訂されることがあります。